

社団法人大東・四條畷医師会定款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、社団法人大東・四條畷医師会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を大阪府大東市北条1丁目1番28号に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、大東市・四條畷市において、医道の高揚、医学及び
医術の発達、地域医療並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福
祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行
なう。

- (1) 医道の高揚に関する事業
- (2) 医学及び医術の進歩発展に関する事業
- (3) 医師の生涯研修に関する事業
- (4) 公衆衛生の指導啓発に関する事業
- (5) 地域医療の推進発展に関する事業
- (6) 学校保健に関する事業
- (7) 地域保健の向上に関する事業
- (8) 保険医療の充実に関する事業
- (9) 医療経営の改善に関する事業
- (10) 広報及び情報伝達に関する事業
- (11) 会員の親睦並びに福祉に関する事業
- (12) 他の医師会との連絡調整に関する事業
- (13) その他、本会の目的を達成する為に必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第 5 条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員
とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した大東市、四條畷市の病
院又は診療所に従事している医師

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助する目的で入会した個人又は団体

(3) 名誉会員

この法人に功労のあった者又は理事会が推薦し、総会の承認を得た者

(入会)

第 6 条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2、理事会の承認を得られなかった場合、入会金は返還する。

(会費等)

第 7 条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第 8 条 正会員及び賛助会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

(1) 死亡又は解散したとき

(2) 日本医師会もしくは、大阪府医師会を除名され、又はその会員である資格を喪失したとき

(除名)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、裁定委員会の建議に基づき、これを除名、退会勧告及び戒告することができる。ただし、除名においては、総会において総正会員の4分の3以上の議決を要するとともに、その会員に対し、議決の前に弁明の機会をあたえなければならない。

(1) この法人の定款に違反したとき

(2) この法人の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき

(3) 会費を2年以上納入しないとき

(抛出金品の不返還)

第 10 条 退会、除名した会員が納入した既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第 11 条 この法人に次に掲げる役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 2名

(3) 理 事 (会長及び副会長を含む) 11名以上20名以内

(5) 監 事 2名

- 2、役員は、総会において選任する。
- 3、理事は、常務理事2人を互選する。
- 4、理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5、理事のいずれか1名とその親族その他の特別の関係にある者の合計数は理事数の3分の1を超えてはならない。
- 6、監事は、相互に親族その他の特別の関係にあつてはならない。

(職務)

第 12 条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

- 2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 3、常務理事は、常務を処理する。
- 4、理事は、理事会を構成し、業務を議決し、執行する。
- 5、監事は、次に掲げる職務を行なう。
 - (1) 財産の状況を監査すること
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること
 - (3) 財産及び会計の状況または業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会、理事会、又は大阪府知事に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会、又は理事会の召集を請求し、若しくは召集すること

(任期)

第 13 条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3、役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

(解任)

第 14 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、裁定委員会の建議に基づき、総会において、出席会員の4分の3以上の議決によりこれを解任することができる。

ただし、総会において、その役員に対し議決の前に弁明の機会をあたえなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められたとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたと認められるとき

(報酬等)

第 15 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2、役員には、費用を弁償することができる。

3、前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第 4 章 総 会

(種別)

第 16 条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第 17 条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第 18 条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要事項を議決する。

(名称)

第 19 条 通常総会は、毎年 3 月及び 6 月に開催する。

2、臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき

(3) 監事が第 12 条第 5 項第 4 号の規定により招集を請求し若しくは招集したとき

(招集)

第 20 条 総会は会長が招集する。ただし、前条第 2 項第 3 号の規定による場合は、監事が招集する。

2、会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3、総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。ただし、緊急且つ、やむを得ない場合は、日数を短縮することができる。

(議長)

第 21 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第 22 条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第 23 条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は正会員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第 24 条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2、前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 25 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 開催日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果（発言者の発言要旨を含む）

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2、議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 理 事 会

(構成)

第 26 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 27 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 28 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事現在数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき

(3) 第12条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、若しくは監事が招集したとき

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2、会長は、前条第2号及び3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3、理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

ただし、理事全員の承諾があるとき、又は緊急かつやむを得ない場合は、この日数を短縮することができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長が当たる。ただし、第28条第3号の規定により、招集された理事会の議長は、出席した理事の互選により定めるものとする。

(定足数)

第31条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(議決等)

第32条 第22条から第25条までの規定は理事会について準用する。この場合において、第22条から第25条までの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第6章 部会及び委員会

(部会)

第33条 会長は、必要と認めるときは、総会の議決を経て、部会を設置することができる。

2、部会は、理事会の承認を経て委任した会務を執行する。

(委員会)

第34条 会長は、必要と認めるときは、理事会に諮り、委員会を設置することができる。

2、委員は総会の承認を得て会長が委嘱する。

3、委員会は委員若干名で組織し、委員は互選により委員長を定める。

(裁定委員会)

第35条 この法人に裁定委員会を置く。

2、裁定委員会は第9条、第14条に基づく事項に関する建議を行

なう。

- 3、裁定委員の数、裁定委員会の運営その他必要な事項は、細則で別に定める。

第7章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第 36 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 37 条 資産は、会長が管理し、その方法は総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 38 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 39 条 この法人の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 40 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2、前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 41 条 会長は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に、事業状況報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第 42 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員数の3分の2以上の同意を得、かつ、あらかじめ大阪府知事に届け出なければならない。

(会計年度)

第 43 条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日

に終わる。

第8章 事務局

(設置)

第 44 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2、事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3、事務局の職員は、会長が任免する。

4、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第 45 条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書

(4) 許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(8) その他必要な帳簿及び書類

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、総会において総正会員数の4分の3以上の同意を得、かつ、大阪府知事の認可を得なければ、変更することができない。

(解散)

第 47 条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定及び同条第2項により解散する。

2、総会の議決に基づいて解散をする場合は、総正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 48 条 解散後の残余財産は、総会の議決を経て、大阪府知事に届け出て、この法人と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第10章 雑 則

(委任)

第 49 条 定款で定めるものの外、この法人の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。